

調達件名 : 低圧電気の調達(地区別 計3地区)

令和7年11月6日現在

番号	質問等の内容	質問等に対する回答	備 考
1	【全地区】 制度上の確認なのですが、「国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程第13条(5)」 につきまして、本条項は貴機構において契約不履行があった場合に該当するという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。不誠実な行為であり、指名停止措置の対象となります。	

※質問内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質問を掲載しておりません。